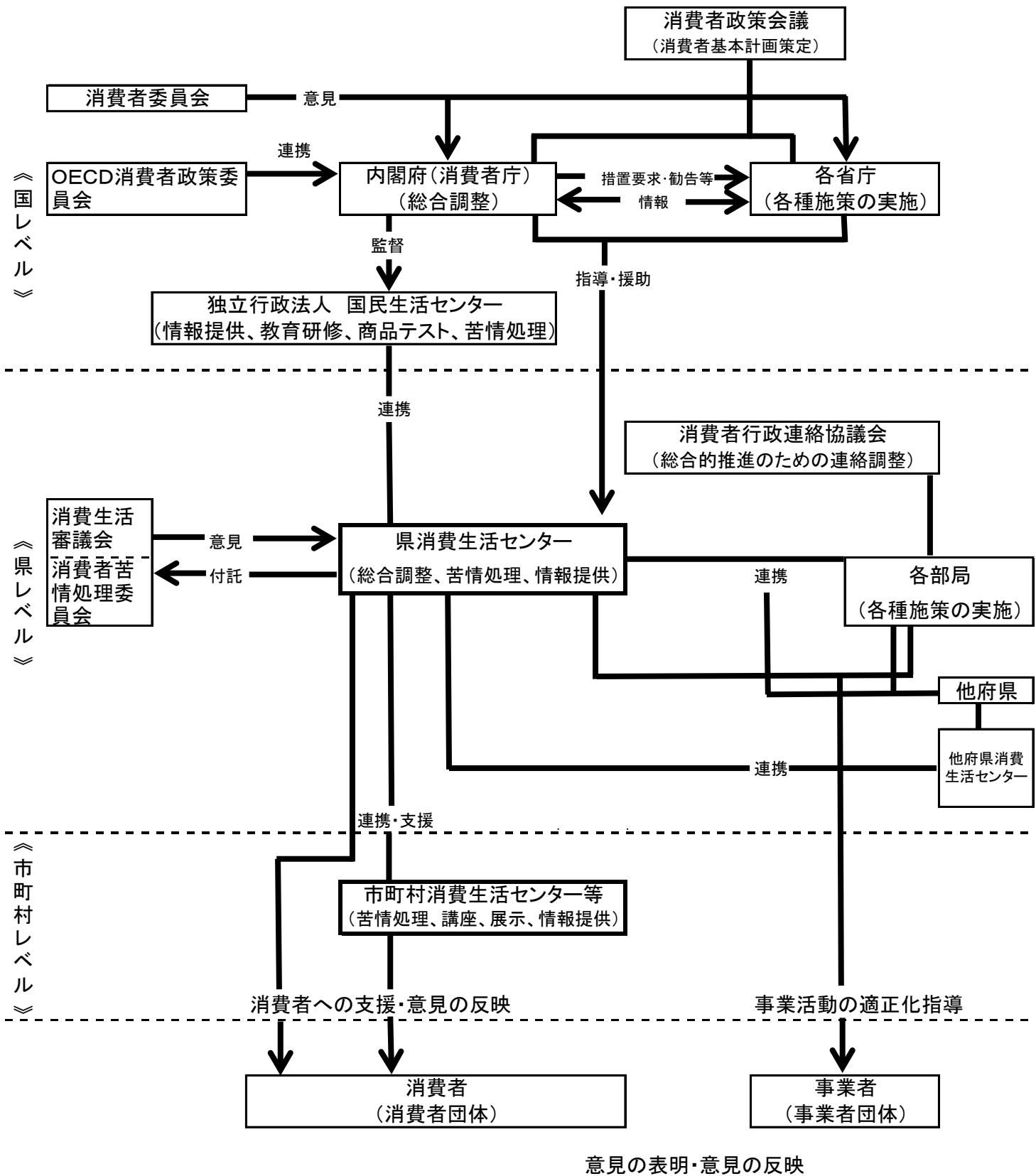


参 考 資 料

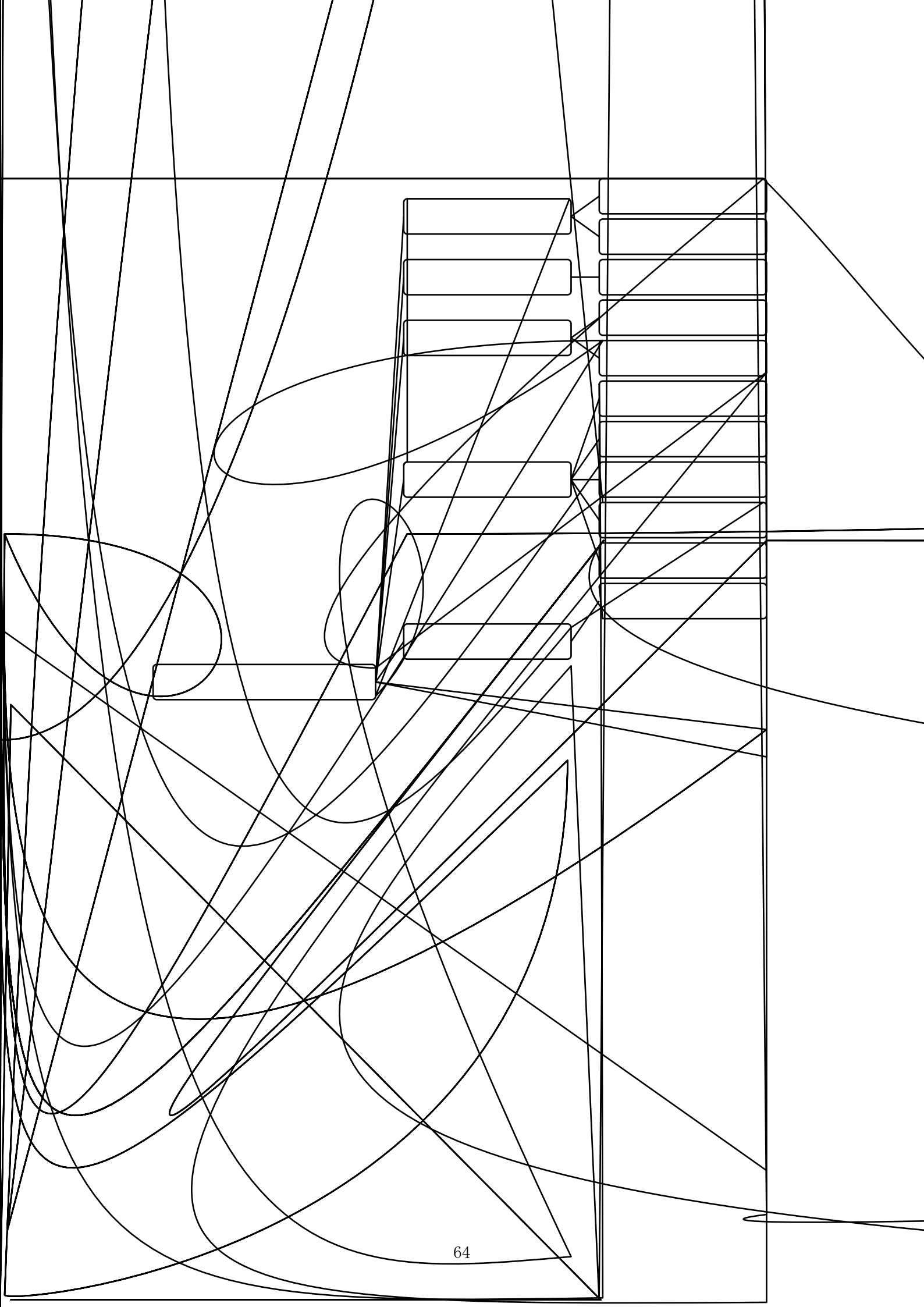
1	消費者基本計画の概要	61
2	消費者行政主要組織図	62
3	福岡県消費者行政関連施策体系	63
4	福岡県消費者行政連絡協議会の構成	64
5	消費者基本法	65
6	消費者安全法	69
7	福岡県消費生活条例	81
8	福岡県消費者行政活性化基金条例	86
9	福岡県消費生活センターの機構と業務	87
10	福岡県の消費者行政のあゆみ	88
11	平成 26 年度市町村消費者行政担当部署	90
12	県内の消費生活センター・相談窓口	94

消費者行政主要組織図



福岡県消費者行政関連施策体系

消費生活の安定及び向上	一 は	(p6)	福岡県消費生活審議会の運営 福岡県消費者行政活性化基金事業
		は 促 (p6-7)	●福岡県消費者行政連絡協議会 ●市町村との連絡会議 ●福岡県高齢者・障害者の消費者被害防止対策連絡協議会 ●消費者被害防止地域ネットワーク会議
	は は	は 促 (p7-9)	●消費生活用製品安全法に基づく監視指導 ●県消費生活条例に基づく商品等に係る危害防止 ●危険、危害情報の提供 ○ ザ は
		は (p9)	在 促
	は は	は (p10-11)	●訪問販売等に関する不当な取引行為の指導取締り ●前払式特定取引業者の指導監督 ●不当景品・不当表示の監視指導 ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り ●県消費生活条例に基づく不当な取引行為の監視指導
		は (p11-12)	●家庭用品品質表示法に基づく監視指導
		一 は (p12)	生活関連商品等の価格動向等の調査 ○
	は 一	(p13-14)	●県消費生活センターにおける消費者相談への対応 ●巡回相談及び経由相談による市町村支援 ●消費生活相談員等レベルアップ研修 ●消費生活相談員等事例検討会 ●法律相談事業 ●消費生活相談に伴う商品テスト ●消費者苦情処理に係る調停 ●消費者訴訟資金の貸付け
		合 (p14-16)	ザ
		は (p16)	福岡県多重債務問題対策協議会 ヤミ金融対策のための連携強化 福岡県多重債務者生活再生支援事業
	一 は	は (p17-18)	多様な媒体(インターネット等)による消費者情報の提供・啓発資料の作成 消費者サロンの設置・活用 ●高齢者向け情報提供 ●消費者被害の最新情報の提供 ○ ザ は
		一 登は (p18-19)	消費者教育推進連絡協議会の運営 ●若年者向け啓発講座 ●事業者向け消費者教育リーフレットの発行 ●ネットトラブル防止DVDの作成 ●小・中・高校教員向け講座 ●大学・専門学校職員向け研修 ●消費生活サポーター養成事業
		は (p19)	消費生活協同組合の監督・育成
		(p19)	合 促は
		レは (p19-20)	に は は



消費者基本法

昭和43年5月30日法律第78号
(最終改正) 平成24年8月22日法律第60号

- 第1章 総則(第1条—第10条の2)
- 第2章 基本的施策(第11条—第23条)
- 第3章 行政機関等(第24条—第26条)
- 第4章 消費者政策会議等(第27条—第29条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第5条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

- 第9条** 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

- 第10条** 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。
- 2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第10条の2** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(安全の確保)

- 第11条** 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

- 第12条** 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

- 第13条** 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

- 第14条** 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ず

るものとする。

- 2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

- 第15条** 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

- 第16条** 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

- 第17条** 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

- 第18条** 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

- 第19条** 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。
- 2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切

かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（高度情報通信社会の進展への的確な対応）

第20条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

（国際的な連携の確保）

第21条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

（環境の保全への配慮）

第22条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

（試験、検査等の施設の整備等）

第23条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 行政機関等

（行政組織の整備及び行政運営の改善）

第24条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

（国民生活センターの役割）

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（消費者団体の自主的な活動の促進）

第26条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第4章 消費者政策会議等

（消費者政策会議）

第27条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 消費者基本計画の案を作成すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かななければならない。

- 1 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。
- 2 前項第2号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第28条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 1 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2の規定により置かれた特命担当大臣
- 2 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（消費者委員会）

第29条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第6条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月2日法律第78号）

1 この法律（第1条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定によ

消費者安全法

平成21年6月5日法律第50号
(最終改正) 平成26年6月13日法律第71号

注) 目次・本則は平成26年8月時点で施行中のものである。

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 基本方針(第6条・第7条)
- 第3章 消費生活相談等
 - 第1節 消費生活相談等の事務の実施(第8条・第9条)
 - 第2節 消費生活センターの設置等(第10条・第11条)
- 第4章 消費者事故等に関する情報の集約等(第12条-第14条)
- 第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等
 - 第1節 消費者安全調査委員会(第15条-第22条)
 - 第2節 事故等原因調査等(第23条-第31条)
 - 第3節 勧告及び意見の陳述(第32条・第33条)
 - 第4節 雑則(第34条-第37条)
- 第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置(第38条-第45条)
- 第7章 雑則(第46条-第49条)
- 第8章 罰則(第50条-第55条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条** この法律において「消費者」とは、個人(商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。
- 2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者(個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。)をいう。
- 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費

者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

- 4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。
- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)
 - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態
- 6 この法律において「生命身体事故等」とは、前項第1号に掲げる事故及び同項第2号に掲げる事態をいう。
- 7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 第5項第1号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 二 第5項第2号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

- 一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの
- 二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

(基本理念)

第3条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

- 2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。
- 3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、施策効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第6条第2項第4号において同じ。）の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」

という。））、第10条第3項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関（消防組法（昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関をいう。）、保健所、病院、消費者団体その他の関係者との間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

- 6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者等の努力)

第5条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

第2章 基本方針

(基本方針の策定)

第6条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
 - 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
 - 三 他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項
 - 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条第1項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県知事による提案)

第7条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第1項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第3章 消費生活相談等

第1節 消費生活相談等の事務の実施

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第8条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。

二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。

ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

四 前3号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。

二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。

三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(国及び国民生活センターの援助)

第9条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第2節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

第10条 都道府県は、第8条第1項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

一 第8条第1項第2号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。

二 第8条第1項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第8条第1項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村は、必要に応じ、第8条第2項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

一 第8条第2項第1号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第2号に掲げる事務に従事させるものであること。

二 第8条第2項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第8条第2項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は前項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

(消費生活センターの事務に従事する人材の確保等)

第11条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員（前条第

1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号に規定する者をいう。以下この条において同じ。) の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第 4 章 消費者事故等に関する情報の集約等

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第 12 条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事

同じ。)の規定による地方公共団体の調査若しくは検査(法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。)の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価(以下単に「評価」という。)を行うこと。

三 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価(以下「事故等原因調査等」という。)の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。

四 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

五 前各号に掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第17条 調査委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第18条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第19条 委員及び臨時委員は、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第21条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(職務従事の制限)

第22条 調査委員会は、委員長、委員、臨時委員又は専門委員が事故等原因調査等の対象となる生命身体事故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認めるとき、又はその者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員、臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に從事させてはならない。

2 前項の委員長、委員又は臨時委員は、当該事故等原因調査等に関する調査委員会の会議に出席することができない。

第2節 事故等原因調査等

(事故等原因調査)

第23条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止(生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。)を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一 事故等原因に関係があると認められる者(次号及び第30条において「原因関係者」という。)、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者(以下「生命身体事故等関係者」という。)から報告を徴すること。

二 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件(以下「関係物件」という。)を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。

三 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し

その保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。
- 4 前項の規定により第2項第2号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項又は第3項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(他の行政機関等による調査等の結果の評価等)

- 第24条** 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第1項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。
- 2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。
 - 3 調査委員会は、第1項の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。
 - 4 第1項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる。

(調査等の委託)

- 第25条** 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。
- 2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 3 第1項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であって当該委託に係る事務に従事するものは、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(生命身体事故等の発生に関する情報の報告)

- 第26条** 内閣総理大臣は、第12条第1項又は第2項の規定により生命身体事故等の発生に関する情報の通知を受けた場合その他生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならない。

(内閣総理大臣の援助)

- 第27条** 調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第23条第2項第2号に掲げる処分をさせることができる。
 - 3 内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第23条第2項各号に掲げる処分をさせることができる。
 - 5 第23条第4項及び第5項の規定は、第2項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

(事故等原因調査等の申出)

- 第28条** 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならない。
- 2 調査委員会は、前項の規定による申出があったときは、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならない。
 - 3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹(以下この項において「被害者等」という。)が第1項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第2条第7項第1号に掲げる事故に該当するものに係るものであるとき

は、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととしたときはその旨を、行わないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該被害者等に通知しなければならない。

(申出を受けた場合における通知)

第29条 調査委員会は、前条第1項の規定による申出により重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 調査委員会は、前条第一項の規定による申出により生命身体事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該生命身体事故等の態様、当該生命身体事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該生命身体事故等に関する状況に照らし、当該生命身体事故等による被害が拡大し、又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該生命身体事故等が発生した旨及び当該生命身体事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前2項の規定は、調査委員会が、第12条第1項又は第2項の規定による通知をしなければならないこととされている者から前条第1項の規定による申出を受けた場合には、適用しない。

(原因関係者の意見の聴取)

第30条 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告書等)

第31条 調査委員会は、事故等原因調査を完了したときは、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等原因調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由
- 四 事故等原因
- 五 その他必要な事項

2 調査委員会は、前項の報告書を作成するに当たり、少数意見があるときは、当該報告書にこれを付記するものとする。

3 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前においても、当該事故等原因調査を開始した日から1年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等原因調査の経過について、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

第3節 勧告及び意見の陳述

(内閣総理大臣に対する勧告)

第32条 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならない。

(意見の陳述)

第33条 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べるすることができる。

第4節 雑則

(情報の提供)

第34条 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

(関係行政機関等の協力)

第35条 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提供、意見の表明、事故等原因の究明のために必要な分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第36条 この法律に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(不利益取扱いの禁止)

第37条 何人も、第23条第2項若しくは第3項若しくは第27条第2項若しくは第4項の規定による処分に応ずる行為をしたこと又は第28条第1項の規定による申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(消費者への注意喚起等)

第38条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡

大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必

とにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、6月以内の期間を定めて、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。）を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

- 2 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の規定による禁止若しくは制限又は第2項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

（回収等の命令）

第42条 内閣総理大臣は、事業者が前条第1項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（消費者委員会の勧告等）

- 第43条** 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。
- 2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

（都道府県知事による要請）

第44条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安

全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。
- 3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

（報告、立入調査等）

第45条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 雑則

（権限の委任）

- 第46条** 内閣総理大臣は、前条第1項の規定による権限その他この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
- 2 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第1項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる。

（事務の区分）

第47条 前条第2項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定

受託事務とする。

(内閣府令への委任)

第48条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第49条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第8章 罰則

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第41条第1項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 二 第42条の規定による命令に違反した者

第51条 第40条第2項又は第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第52条 第25条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第23条第2項第1号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による報告の徴取に対して虚偽の報告をした者
- 二 第23条第2項第2号若しくは第3項若しくは第27条第2項若しくは第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して虚偽の陳述をした者
- 三 第23条第2項第3号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者
- 四 第23条第2項第4号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による処分に違反して物件を提出しない者
- 五 第23条第2項第5号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第50条及び第51条 1億円以下の罰金刑
- 二 前2条 各本条の罰金刑

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年9月5日法律第77号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の消費者安全法の規定は、この法律の施行前に発生した生命身体事故等にも適用する。

(検討)

第3条 政府は、この法律（第2条の規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成26年6月13日法律第71号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第5条の規定 公布の日
- 二 第1条中不当景品類及び不当表示防止法第10条の改正規定及び同法本則に1条を加える改正規定、第2条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並び

に附則第3条及び第7条から第11条までの規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第2条中消費者安全法第10条の次に3条を加える改正規定（第10条の4に係る部分に限る。） 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日

（消費者安全法の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定（附則第1条第3号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第2条の規定による改正前の消費者安全法第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号に掲げる事務その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第2条の規定による改正後の消費者安全法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験（次項において単に「試験」という。）に合格した者とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第2条の規定の施行後5年内に限り、試験に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

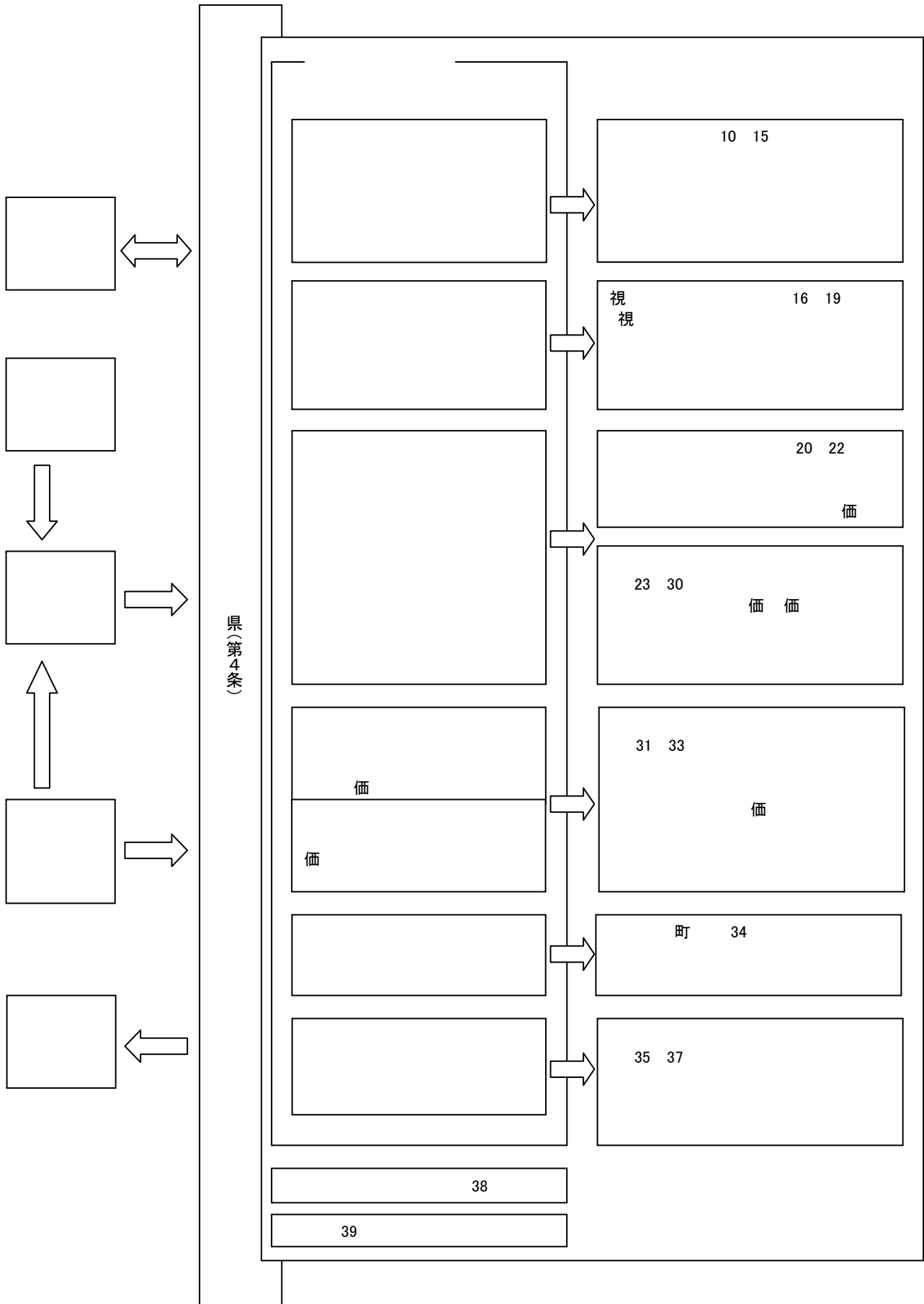
（政令への委任）

第5条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第6条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

福岡県消費生活条例の体系



福岡県消費生活条例

昭和52年3月28日福岡県条例第8号
(最終改正) 平成18年3月31日福岡県条例第16号

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 安全の確保(第10条-第15条)
- 第3章 規格、表示等の適正化(第16条-第19条)
- 第4章 不当な取引行為の禁止(第20条-第22条)
- 第5章 生活関連商品等に関する施策(第23条-第30条)
- 第6章 消費者の啓発活動及び教育等(第31条-第33条)
- 第7章 消費者の申出(第34条)
- 第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助(第35条-第37条)
- 第9章 福岡県消費生活審議会(第38条)
- 第10章 公表(第39条)
- 第11章 雑則(第40条・第41条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- 一 商品等により、生命、身体及び財産が侵されないこと。
- 二 適正な表示等に基づいて商品等を適切に選択する機会が確保されること。
- 三 商品等の取引について、不当な取引条件を強制されず、不当な取引行為から保護されること。
- 四 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育の機会が提供されること。
- 五 商品等及びこれらの取引行為について必要な情報を速やかに提供されること。
- 六 消費生活に関する消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。

七 商品等及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済されること。

- 2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とするものとする。
- 3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。
- 5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 事業者が供給する商品等を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- 二 事業者 商品等を供給する事業を行う者をいう。
- 三 商品等 商品、役務、権利その他の消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するものをいう。

(県の責務)

第4条 県は、経済社会の発展に即応して、消費者施策を策定するとともに、これを実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、市町村と連携を図り、消費者施策を実施するものとする。

- 2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第2条に規定する消費者の権利の確立、その自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、流通の円滑化及び価格の安定に努めるとともに、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全の確保並びに規格、表示等及び取引行為の適正化その他必要な措置を講じ、消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理

するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県が実施する消費者施策に協力すること。

- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第7条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行うよう努めるものとする。

(消費者の役割)

- 第8条** 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、自主的かつ合理的に行動することによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 2 消費者は、消費生活に関し、環境保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行うように努めるものとする。

第2章 安全の確保

(安全の確保)

第10条 事業者は、消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(安全の確保に関する調査等)

- 第11条** 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出若しくは説明を求め、又はその職員をして、当該事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 - 3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

- 4 知事は、第2項の調査を実施し、なお商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

- 5 知事は、事業者が前項の資料の提出を行わない場合でその理由がないと認めるとき、又は同項の資料の提出によつては商品等が安全であることを十分に確認することができないと認めるときは、当該事業者に対し、再度前項の資料の提出を求めるものとする。

(危害防止勧告)

第12条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、当該安全を確保するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、その旨について消費者への周知を図るものとする。

- 2 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(緊急安全確保措置)

第13条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の生命又は身体について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認める場合で、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を消費者に提供することができる。

(試験、検査等の機能の整備等)

第14条 知事は、消費者の消費生活における安全を確保するため、商品等の試験、検査等を行う機能を整備するとともに、必要に応じて、その実施した試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

(自動販売機等の管理)

- 第15条** 事業者は、商品等を自動販売機その他これに類似する機械（以下「自動販売機等」という。）により供給するときは、消費者の見やすい箇所に管理責任者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡に必要な事項を表示するとともに、自動販売機等の設置の安全に努めなければならない。
- 2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売機等の管理について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第3章 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

第16条 事業者は、消費生活の安定及び向上を図るため、その供給する商品等について、次に掲げる事項を推進するように努めなければならない。

- 一 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。
- 二 消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないように品質、機能、量目、製造年月日、消費期限その他の期限、原産地（外国産の商品にあつては、原産国）、事業者の氏名又は名称及び住所等を適正に表示するとともに、虚偽の又は誇大な表示を行わないようにすること。
- 三 消費者の選択を容易にするよう販売価格又は利用料金及び単位当たりの価格又は料金を当該商品又は店内の見やすい場所に表示すること。
- 四 虚偽の、誇大な、その他消費者に選択を誤らせる広告又は宣伝をしないこと。
- 五 消費者が不利益を被ることがないように適正な計量をすること。
- 六 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することのないよう過大な又は過剰な包装を行わないようにすること。
- 七 消費者への供給後における修理、交換その他の方法によるアフターサービスの向上を図ること。

(自主基準の設定)

第17条 事業者は、規格、表示等の適正化に関し、必要な基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 3 知事は、事業者に対し、自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(県の基準の設定)

第18条 知事は、規格、表示等の適正化に関し特に必要があると認めるときは、商品等について、事業者が遵守すべき規格、表示等に関する基準（以下「県の基準」という。）を定めることができる。

- 2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(県の基準の遵守義務)

第19条 事業者は、県の基準が定められたときは、これ

を遵守しなければならない。

- 2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第4章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第20条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。

- 一 消費者に対し、商品等の売買又は提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為
- 二 消費者に対し、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為
- 三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為
- 四 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当に不利益となる内容の商品売買契約等を締結させる行為
- 五 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、商品売買契約等（当該契約の成立、存続又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為
- 六 商品売買契約等に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為
- 七 消費者との商品売買契約等に関し、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しを不当に妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによつて生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為
- 八 商品売買契約等に伴う立替払、資金の貸付、債務の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受託を業として行う者が、信用の供与の契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）に関し、当該商品売買契約等に係る事業者の不当な取引行為を知つていた、若しくは知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させる行為又は法令の規定若しくは与信契約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為

ある行為

2 知事は、前項の規定による規則を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(不当な取引行為に関する調査及び勧告)

第21条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に必要な限度において、当該事業者に対し、その取引の仕組み、実態等についての資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、その取引に関して改善するよう勧告することができる。

4 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為に関する情報提供)

第22条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに当該不当な取引行為の方法及び内容その他の必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 知事は、次に掲げる場合にあつては、速やかに前項に規定する情報のほか、事業者の氏名又は名称その他の当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

一 不当な取引行為に関する苦情の申出が相当多数あり、かつ、当該不当な取引行為について消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合

3 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供に係る者の意見を聴かなければならない。

第5章 生活関連商品等に関する施策

(情報の収集及び提供)

第23条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品及び役務（以下「生活関連商品等」という。）の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(供給等の要請)

第24条 知事は、生活関連商品等の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品等の供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(指定生活関連商品等の指定)

第25条 知事は、生活関連商品等の需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する生活関連商品等として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定により生活関連商品等を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

(特別調査)

第26条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連商品等（以下「指定生活関連商品等」という。）の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

(売渡し勧告)

第27条 知事は、指定生活関連商品等の販売を行う者（以下「関係事業者」という。）が、買占め又は売惜しみにより、当該指定生活関連商品等を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連商品等の売渡しを勧告することができる。

(価格の引下げ勧告)

第28条 知事は、関係事業者が指定生活関連商品等を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

(立入調査等)

第29条 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員をして、当該関係事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、指定生活関連商品等に関し、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(物価監視員)

第30条 第23条、第26条及び前条の規定による情報の収集、特別調査及び立入調査等を行わせるための職員として、物価監視員を置く。

2 物価監視員は、前条の規定による立入調査等をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

第6章 消費者の啓発活動及び教育等

(消費者の啓発活動及び教育の促進)

第31条 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう消費者の自立を支援するため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を

推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

(消費者団体の活動の促進)

第32条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう助言、指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者への情報提供)

第33条 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

第7章 消費者の申出

(消費者の申出)

第34条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置がとられていないことにより、第2条第1項各号に掲げる消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認める場合で、県民の消費生活に重大な影響を与えるものと認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びに処理の経過及び結果を県民に提供するものとする。

第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(消費者苦情の処理)

第35条 知事は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨（以下「消費者苦情」という。）の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するための助言、あつせんその他の措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による助言、あつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるとき、又は県民の消費生活に著しい影響を与えると認めるときは、福岡県消費生活審議会の調停に付することができる。

(消費者訴訟の援助)

第36条 知事は、消費者と事業者の間で訴訟（訴訟に準ずるもので知事が別に定めるもの及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。）が行われる場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- 一 前条第3項の調停に付されたもの
- 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの
- 三 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

(貸付金の返還等)

第37条 消費者訴訟に要する資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第9章 福岡県消費生活審議会

(福岡県消費生活審議会)

第38条 県に福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、及び調停を行うほか、知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 審議会は、第2項の調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 公表

(公表)

第39条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称及び住所、事由、経過その他必要な事項の概要を公表することができる。

- 一 第11条第5項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 二 第12条第1項、第15条第2項、第19条第2項、第

21条第3項、第27条又は第28条の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第21条第2項、第35条第2項又は前条第4項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

四 第29条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えなければならない。

第11章 雑則

(国等への要請)

第40条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例の廃止)

2 福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例（昭和49年福岡県条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成4年条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により知事が福岡県消費者苦情処理委員会の調停に付した行為は、改正後の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により福岡県消費生活審議会に付した行為とみなす。

附 則（平成18年条例第16号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第31条第3項の改正規定中「35人」を「20人」に改める部分は、平成19年9月16日から施行する。

福岡県消費者行政活性化基金条例

平成21年3月30日福岡県条例第10号
（最終改正）平成26年3月7日福岡県条例第2号

(設置)

第1条 消費生活相談の複雑化及び高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福岡県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 知事は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

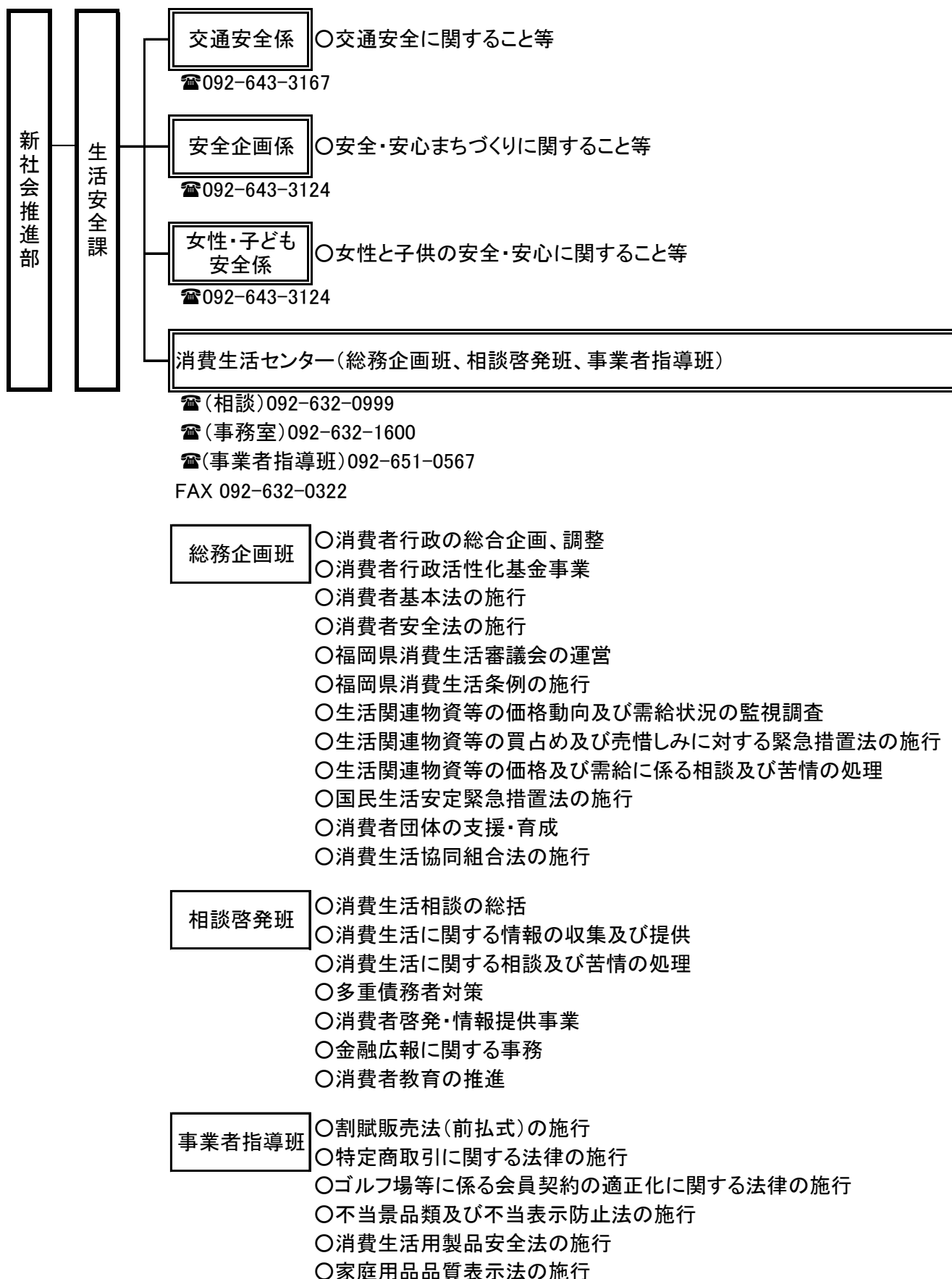
附 則（平成25年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県消費生活センターの機構と業務



福岡県の消費者行政のあゆみ

- 昭和 41 年 2 月 消費者保護行政を推進するため、商工水産部商工第一課に消費者保護係を設置
- 昭和 43 年 9 月 商工水産部に消費生活課を設置
- 昭和 43 年 12 月 県商品テスト室設置（県婦人会館 3 階－福岡市博多区博多駅前 4 丁目）
- 昭和 44 年 1 月 消費者行政の庁内連絡調整のため、福岡県消費者行政連絡協議会を設置（福岡県行政組織規則第 64 条に規定する部内協議機関で、会長副知事、関係 21 課長をもって構成）
- 昭和 44 年 消費者情報提供テレビ放送開始
- 昭和 44 年 9 月 「消費者ニュース」創刊
- 昭和 45 年 3 月 福岡県消費生活センター開設（県婦人会館 3 階、県商品テスト室を吸収）
- 昭和 45 年 3 月 （財）福岡県消費者協会設立
- 昭和 45 年 5 月 県下に 400 人の消費生活相談員（平成 4 年 4 月よりくらしのアドバイザーと改称）設置
- 昭和 46 年 12 月 移動消費生活センター事業を開始
- 昭和 48 年 12 月 福岡県物価緊急対策本部設置
- 昭和 49 年 1 月 商工水産部に消費生活局を設置、消費生活課・生活物資課の 2 課制とする。
- 昭和 49 年 1 月 消費生活協同組合の事務が社会課より消費生活課へ移管される。
- 昭和 49 年 11 月 「くらしと物価」創刊
- 昭和 50 年 1 月 福岡ものを大切にする県民運動推進会議発足
- 昭和 50 年 4 月 久留米市、飯塚市に消費生活センター開設（2ヶ所とも市立、県より広域事業委託）
- 昭和 50 年 6 月 消費生活センター、出先機関として独立
- 昭和 51 年 6 月 生活物資課調査係が消費生活課へ移管、指導係を調査指導係とする。
- 昭和 52 年 4 月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」施行
- 昭和 53 年 5 月 「消費者の日」設定される。
- 昭和 54 年 6 月 福岡県石油対策本部設置
- 昭和 55 年 5 月 福岡県合成洗剤対策推進要綱制定
- 昭和 60 年 4 月 消費生活課と生活物資課を統合し、一局一課制となる。
- 昭和 61 年 4 月 商工部消費生活局廃止、企画振興部県民生活局が設置され、消費生活課が移管される。
- 昭和 61 年 6 月 消費生活センターに全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）を導入
- 昭和 63 年 5 月 「消費者月間」が設定される。
- 昭和 63 年 12 月 「不当な取引方法の禁止」に係る事業者名等の公表制度施行
- 平成 3 年 9 月 「福岡県消費者教育推進連絡会議」を設置

- 平成 4 年 9 月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」施行
- 平成 5 年 4 月 福岡県消費生活センターを県吉塚合同庁舎内に移転(福岡市博多区吉塚本町 13-50)
- 平成 5 年 4 月 「消費者ニュース」と「くらしと物価」を統合して「暮しっく福岡」に改名
- 平成 10 年 3 月 福岡県石油対策本部廃止
- 平成 10 年 4 月 省資源・省エネルギー関連事業を環境生活部リサイクル推進室に移管
- 平成 10 年 4 月 消費生活課と生活文化課を統合し、環境生活部県民生活局生活文化課となる。
- 平成 12 年 4 月 県民生活局と労働部との統合に伴い、生活労働部生活文化課となる。
- 平成 14 年 4 月 消費者係とくらし情報係を統合し、消費者係となる。
- 平成 14 年 4 月 福岡県消費生活情報ネットワーク(新 PIO-NET)発足
- 平成 17 年 4 月 PIO-NET に係る「消費生活相談カード直接入力システム」を導入
- 平成 18 年 3 月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し「福岡県消費生活条例」として公布。平成 18 年 7 月施行
- 平成 18 年 4 月 「消費者係」が組織変更により「消費者班」となる。
- 平成 18 年 6 月 日曜電話相談開始
- 平成 20 年 4 月 機構改革により生活文化課消費者班と消費生活センターが統合され、新社会推進部生活安全課の内部組織として消費生活センターが発足する。
- 平成 21 年 3 月 「福岡県消費者行政活性化基金条例」施行
- 平成 21 年 4 月 悪質事業者に対し迅速かつ強力に指導する「事業者指導班」の設置
- 平成 21 年 9 月 福岡県消費生活センターについて消費者安全法第 10 条第 3 項の規定による公示を行う。
- 平成 21 年 11 月 福岡県消費者行政連絡協議会の改組拡充(訓令第 21 号)
- 平成 25 年 3 月 (財)福岡県消費者協会の解散
- 平成 25 年 3 月 久留米市及び飯塚市における福岡県消費生活センターのサブセンター業務の終了
- 平成 26 年 6 月 「福岡県消費者教育推進計画」の策定

平成26年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
	北九州市	市民文化スポーツ局 安全・安心推進部 消費生活センター		北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた7階	
	福岡市	市民局 生活安全部 消費生活センター		福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ7階	
	大牟田市	市民部 市民生活課 広聴相談担当		大牟田市有明町2丁目3番地	
	久留米市	協働推進部 消費生活センター		久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米2階	
	直方市	産業建設部 商工観光課 商業観光係		直方市殿町7番1号	
	飯塚市	市民環境部 まちづくり推進課 まちづくり推進係		飯塚市新立岩5番5号	(内線1127)
	田川市	市民生活部 市民課 市民相談係		田川市中央町1番1号	(内線130)
	柳川市	産業経済部 商工振興課 商工係		柳川市大和町鷹ノ尾120番地	
	八女市	建設経済部 商工振興課 商工振興係		八女市本町647番地	
	筑後市	建設経済部 商工観光課 商工観光係		筑後市大字山ノ井898番地	
	大川市	インテリア課 商業観光係		大川市大字酒見256番地1	
	行橋市	産業振興部 商工水産課 商工観光係		行橋市中央一丁目1番1号	
	豊前市	まちづくり課 商工振興係		豊前市大字吉木955番地	(内線1263)
	中間市	建設産業部 産業振興課 商工企業誘致係		中間市中間一丁目1番1号	
	小郡市	環境経済部 商工・企業立地課 商工観光係		小郡市小郡255-1	(内線142)

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
	筑紫野市	環境経済部 商工観光課 商工観光担当		筑紫野市二日市西1丁目1番1号	(内線357)
	春日市	地域生活部 安全安心課 防犯安全担当		春日市原町三丁目1番5号	(内線3904)
	大野城市	環境生活部 産業振興課 商工観光・労働担当		大野城市曙町2丁目2番1号	
	宗像市	産業振興部 消費生活センター		宗像市土穴3丁目1番45号	
	太宰府市	建設経済部 観光経済課 商工・農政係		太宰府市観世音寺一丁目1番1号	(内線438)
	古賀市	建設産業部 商工政策課 商業観光係		古賀市駅東1丁目1-1	
	福津市	市民部 生活安全課 市民相談係		福津市中央1丁目1番1号	
	うきは市	農林・商工観光課 農林商工観光連携係		うきは市吉井町新治316番地	
	宮若市	産業建設部 産業観光課 商工振興係		宮若市宮田29番地1	
	嘉麻市	産業建設部 産業振興課 商工観光係		嘉麻市大隈町733番地	
	朝倉市	農林商工部 商工観光課 商工労働係		朝倉市宮野2046番地1	
	みやま市	環境経済部 商工観光課 商工観光係		みやま市瀬高町小川5番地	
	糸島市	経済振興部 商工振興課 商工労働係		糸島市前原西一丁目1番1号	
	那珂川町	地域整備部 産業課 商工担当		筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号	(内線455)
	宇美町	産業振興課 地域振興係		糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号 南別館内	

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
	篠栗町	産業観光課 商工観光係		糟屋郡篠栗町大字篠栗4855番地5	(内線322)
	志免町	地域交流課 商工振興係		糟屋郡志免町志免中央一丁目3番2号 志免町生涯学習1号館1階	
	須恵町	地域振興課 産業振興係		糟屋郡須恵町大字須恵771番地	
	新宮町	産業振興課		糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号	
	久山町	経営企画課 企画・統計係		糟屋郡久山町大字久原3632番地	(内線252)
	粕屋町	都市政策部 地域振興課 地域振興係		糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号	
	芦屋町	地域づくり課 地域振興係		遠賀郡芦屋町幸町2番20号	
	水巻町	産業環境課 産業振興係		遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号	(内線265,266)
	岡垣町	地域づくり課 安全安心係		遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号	(内線285)
	遠賀町	まちづくり課 産業振興係		遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地	(内線259)
	小竹町	産業課 商工係		鞍手郡小竹町大字勝野3349番地	
	鞍手町	地域振興課 地域振興班		鞍手郡鞍手町大字中山3705番地	(内線343)
	桂川町	産業振興課 商工統計係		嘉穂郡桂川町大字土居424番地1	
	筑前町	農林商工課 特産振興係		朝倉郡筑前町篠隈373番地	
	東峰村	企画振興課 商工係		朝倉郡東峰村大字小石原941-9	(内線74)

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
	大刀洗町	産業課 農政商工係		三井郡大刀洗町大字富多819	
	大木町	産業振興課 産業振興係		三潞郡大木町大字八町牟田255-1	
	広川町	商工観光課 商工観光係		八女郡広川町大字新代1804-1	
	香春町	産業振興課 商工観光係		田川郡香春町大字高野994番地	
	添田町	地域産業推進課 商工観光係		田川郡添田町大字添田2151	
	糸田町	産業経済課		田川郡糸田町1975番地1	
	川崎町	農商観光課 商工観光係		田川郡川崎町大字田原789-2	(内線225, 226)
	大任町	産業経済課 産業経済係		田川郡大任町大字大行事3067番地	(内線251)
	赤村	産業建設課 産業振興係		田川郡赤村大字内田1188番地	(内線311)
	福智町	まちづくり総合政策課 地域振興係		田川郡福智町金田937番地2	
	苅田町	くらし安全課 くらし安全担当		京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	
	みやこ町	産業課 商工観光係		京都郡みやこ町勝山上田960番地	
	吉富町	産業建設課 経済振興係		築上郡吉富町大字広津226番地1	
	上毛町	企画情報課 企画情報係		築上郡上毛町大字垂水1321番地1	(内線124)
	築上町	商工課 商工観光係		築上郡築上町大字築城1096番地	(内線180-183)

県内の消費生活センター・相談窓口

(消費生活相談に関する専門資格又は専門知識を持つ相談員が配置されている施設。平成26年8月1日現在。)

県の消費生活センター

1	福岡県消費生活センター	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1階	電話(相談用)・FAX		相談対応日 ・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 日	受付時間 (月～金) 9:00～16:30 (日) 10:00～16:00
			電話	FAX		
			092-632-0999	092-632-0322		

● 北九州地域

	名称(括弧内広域窓口の関係市町村)	所在場所	電話(相談用)・FAX		相談対応日	受付時間
2	北九州市立消費生活センター	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 7階	電話 FAX	093-861-0999 093-871-7720	月～土	8:30～16:45 (第3土は 8:30～13:00)
3	門司相談窓口	北九州市門司区清滝1-1-1 門司区役所東棟 1階	電話 FAX	093-331-8383 093-331-8333	月～金	8:30～16:45
4	小倉北相談窓口	北九州市小倉北区大手町1-1 小倉北区役所内	電話 FAX	093-582-4500 093-582-4411	月～金	8:30～16:45
5	小倉南相談窓口	北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所内	電話 FAX	093-951-3610 093-951-3615	月～金	8:30～16:45
6	若松相談窓口	北九州市若松区浜町1-1-1 若松区役所内	電話 FAX	093-761-5511 093-761-5525	月～金(月・ 水・金は電話の み)	8:30～16:45
7	八幡東相談窓口	北九州市八幡東区中央1-1-1 八幡東区役所内	電話 FAX	093-671-3370 093-671-3371	月～金(月・ 火・木は電話の み)	8:30～16:45
8	八幡西相談窓口	北九州市八幡西区黒崎3-15 -3 コムシティ 4階	電話 FAX	093-641-9782 093-641-9763	月～金	8:30～16:45
9	行橋市広域消費生活センター※1 (行橋市、みやこ町、築上町)	行橋市西宮市2-1-39 JR行橋駅西口そば	電話 FAX	0930-23-0999 0930-23-4422	月～金	9:00～12:15 13:00～16:00
10	豊前市消費生活相談窓口	豊前市大字吉木955 豊前市役所内	電話 FAX	0979-82-1111 (内線)1263 0979-82-9165	火・木	10:00～12:15 13:00～15:00
11	中間市消費生活センター	中間市中間1-1-1 中間市役所別館 2階	電話 FAX	093-246-5110 093-244-1342	月～金	9:00～16:00
12	水巻町消費生活相談窓口	水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場 2階	電話 FAX	093-201-4321 093-201-4423	月～金	9:00～12:00 13:00～16:30
13	岡垣町消費生活相談窓口	遠賀郡岡垣町野間1-1-1 岡垣町役場 2階	電話 FAX	093-282-1211 093-282-1310	火・金	10:00～12:00 13:00～15:00
14	遠賀町消費生活相談窓口	遠賀町遠賀川1-6-5 遠賀町駅前サービスセンター内	電話 FAX	093-293-7783 093-293-8234	月～金	9:00～12:00 13:00～16:30
15	荏田町消費生活相談窓口	荏田町富久町1-19-1 荏田町役場内	電話 FAX	093-434-3352 093-436-3014	月・水・金	9:00～17:00

※1 行橋市広域消費生活センターは、行橋市、みやこ町及び築上町の住民からの相談に対応している。

● 福岡地域

	名称(括弧内広域窓口の関係市町村)	所在場所	電話(相談用)・FAX		相談対応日	受付時間
16	福岡市消費生活センター	福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階	電話 FAX	092-781-0999 092-712-2765	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 第2、4土	(月～金) 9:00～17:00 (第2、4土) 10:00～16:00

名称(括弧内広域窓口の関係市町村)	所在場所	電話(相談用)・FAX	相談対応日	受付時間
17 筑紫野市消費生活センター		電話 092-923-1741 FAX 092-923-9634		
18 春日市消費生活センター		電話 092-584-1155 FAX 092-584-1155		
19 大野城市消費生活センター		電話 092-580-1968 FAX 092-502-7045		
宗像市消費生活センター		電話 0940-33-5454 FAX 0940-33-5469		
21 太宰府市消費生活相談窓口		電話 092-921-2121 (内線)348 FAX 092-921-1601		
22 古賀市消費生活センター	古賀市新原1051-6 古賀市ひだまり館(隣保館)内	電話 092-410-4084 FAX 092-410-4084		
23		電話 0940-43-8106 FAX 0940-43-3168		
24 朝倉市消費生活センター		電話 0946-52-1128 FAX 0946-52-1193		
		電話 092-332-2098 FAX 092-324-2531		
		電話 092-953-0733 FAX 092-953-3049		
		電話 092-934-2258 FAX 092-933-7512		
		電話 092-936-1594 FAX 092-936-1594		
29 新宮町消費生活相談室		電話 092-410-2182 FAX 092-962-2078		
		電話 092-976-1111 (内線)317 FAX 092-976-2463		
31 筑前町消費生活センター	筑前町篠隈373 コスモスプラザ 1階	電話 0946-42-6619 FAX 0946-42-3124	火～金	

● 筑後地域

名称(括弧内広域窓口の関係市町村)	所在場所	電話(相談用)・FAX	相談対応日	受付時間
32 大牟田市消費生活相談窓口	大牟田市有明町2丁目3 大牟田市役所本庁舎 2階	電話 0944-41-2623 FAX 0944-41-2621		
33 久留米市消費生活センター※4 (久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町、 広川町)	久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米 2階	電話 0942-30-7700 FAX 0942-30-7715		
34 柳川・みやま消費生活センター※5 (柳川市、みやま市)	柳川市大和町鷹ノ尾120 柳川市役所大和庁舎 1階	電話 0944-76-1004 FAX 0944-76-1022		
35 八女市消費生活相談窓口	八女市本町647 八女市役所南庁舎 2階 八女市黒木町今1314-1 八女市役所黒木総合支所内	電話 0943-23-1183 FAX 0943-23-1186 電話 — FAX —	月～金 来所相談 水	米市、うき

	名称(括弧内広域窓口の関係市町村)	所在場所	電話(相談用)・FAX		相談対応日	受付時間
36	筑後市消費生活相談窓口	筑後市大字山ノ井898 筑後市役所本庁舎 1階	電話	0942-65-7021	月・火・木・金	8:30～17:15
			FAX	0942-53-1589		
37	大川市消費生活相談窓口	大川市大字小保614-6 ワークピア大川	電話	0944-86-5105	火・金	9:00～12:00 13:00～16:30
			FAX	0944-86-5105		
38	小郡市消費生活相談室	小郡市小郡283-13 小郡市役所南別館 3階	電話	0942-72-2111 (内線)144	月・火・木・金	9:00～12:00 13:00～16:00
			FAX	0942-72-5050		

※4 久留米市消費生活センターは、久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町及び広川町の住民からの相談に対応している。

※5 柳川・みやま消費生活センターは、柳川市及びみやま市の住民からの相談に対応している。

● 筑豊地域

	名称(括弧内広域窓口の関係市町村)	所在場所	電話(相談用)・FAX		相談対応日	受付時間
39	直鞍広域消費生活センター※6 (直方市、宮若市、小竹町、鞍手町)	直方市殿町7-1 直方市役所 5階 商工観光課内	電話	0949-25-2162	月～金	8:30～12:15 13:00～17:00
			FAX	0949-25-2158		
40	飯塚市消費生活センター※7 (飯塚市、嘉麻市、桂川町)	飯塚市新飯塚20-30 立岩公民館 3階	電話	0948-22-0857	月～金	8:30～17:00
			FAX	0948-22-0897		
41	田川市消費生活相談窓口	田川市中央町1番1号 田川市役所 1階 市民課内	電話	0947-44-2000	月～金(専門 の相談員は週4 日程度対応)	8:30～17:00
			FAX	0947-47-1324		
42	田川郡消費者センター※8 (福智町、香春町、添田町、糸田町、川崎 町、大任町、赤村)	福智町赤池970-1 福智町コスモス保健センター内	電話	0947-28-9300	火・木	9:00～12:00 13:00～16:00
			FAX	0947-28-9302		

※6 直鞍広域消費生活センターは、直方市、宮若市、小竹町及び鞍手町の住民からの相談に対応している。

※7 飯塚市消費生活センターは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の住民からの相談に対応している。

※8 田川郡消費者センターは、福智町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町及び赤村の住民からの相談に対応している。

福岡県新社会推進部生活安全課（福岡県消費生活センター）

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

電話番号（相談専用）

092-632-0999

○受付時間 月～金 9:00～16:30
日曜日 10:00～16:00
(日曜日は電話相談のみ対応します。)

(事務室) 092-632-1600

(FAX) 092-632-0322

福岡県消費生活センター ホームページは

福岡県消費生活センター 検索

<http://www.shouhiseikatsu.pref.fukuoka.lg.jp>

